

VIII 斑状菌

1 斑状歯対策

(1) 経 過

昭和46年(1971年)5月に実施された学校歯科検診で多数の児童に斑状歯が認められたとの検診結果が、担当歯科医によって公表された。これを契機として、斑状歯に対する市民の関心が高まった。

市はこの斑状歯問題について早急に対策を講じるため、市歯科医師会、市医師会、県宝塚保健所、市議会及び市の5者で構成する「市フッ素問題研究協議会」を発足させ、市内の斑状歯の実態調査、その原因調査と対応策を検討することとなった。同協議会では、フッ素についての水質検査を月1回定期的に実施し、その結果を市民に公表することなどを決定した。それを受け、市は毎月1回定期的に各水源系統ごとの給水栓から採水し、そのフッ素濃度を市広報紙に継続して掲載している。さらに、斑状歯問題については、専門的知識を有する学者、医師などによる調査・研究機関を設置し、その実態調査や原因の究明、及び、今後の対策の検討を行うことを決め、昭和47年(1972年)1月、市斑状歯専門調査会を設置した。市は、同調査会に「宝塚市の斑状歯をめぐる健康問題の実態と原因を明らかにし、その原因の除去と治療の対策について」を諮問し、約2年6カ月の調査・検討の結果、昭和49年(1974年)7月、同調査会は、「宝塚市の斑状歯をめぐる健康問題に関する答申書」を市に提出した。同答申書には、水道水中のフッ素濃度を厚生省基準(0.8mg/ℓ以下)の許容量に対して0.4~0.5mg/ℓを上限とする水源の対策や、被害者の救済対策、学校歯科検診及びフッ素問題の研究所の設置という内容が盛り込まれ、今後の市の斑状歯対策についての指針を明らかにしたものである。市は、同答申を尊重し、斑状歯問題の解決を図るため、昭和46年(1971年)5月以前の期間において、人口増加などに対応するため武庫川右岸の一部に厚生省令で定められた許容量(0.8mg/ℓ以下)を超える濃度のフッ素を含む水道水を供給したことにより斑状歯に罹患した人の救済を目的として、昭和50年(1975年)8月31日「宝塚市斑状歯の認定及び治療補償に関する要綱」を公布し、同要綱に基づき、同年9月1日から、認定及び治療補償の業務を開始した。さらに、市は、同要綱を条例化するため「宝塚市斑状歯の認定及び治療の給付に関する条例」案を市議会に提案し、昭和57年(1982年)3月市議会で可決され、同4月1日から同条例を施行した。現在、同条例によって、市水道局が昭和30年(1955年)4月1日から同46年(1971年)6月30日までに給水した水道水の内、フッ素濃度が厚生省令で定める水質基準を超えるものを飲用したことによって罹患したとされる者の斑状歯認定業務と、これに対する治療給付業務を実施している。

(2) 認定者数と斑状歯対策経費

(単位:人、円)

年 度	認定者	斑状歯対策費 (うち治療費)	財 源	
			市繰出金	水道事業会計
昭和51年度	72	34,526,841 (14,812,000)	2,000,000	32,526,841
52	455	35,372,930 (13,070,000)	3,000,000	32,372,930
53	251	34,596,070 (16,220,000)	10,000,000	24,596,070
54	117	36,021,857 (18,570,000)	20,000,000	16,021,857
55	82	33,599,654 (11,392,000)	30,000,000	3,599,654
56	172	48,401,103 (8,529,000)	40,000,000	8,401,103
57	49	36,642,756 (16,090,000)	36,000,000	642,756
58	31	34,935,206 (9,255,000)	30,000,000	4,935,206
59	21	36,213,390 (7,660,000)	30,000,000	6,213,390
60	11	37,701,559 (5,187,000)	20,000,000	17,701,559
61	19	46,860,990 (10,006,621)	20,000,000	26,860,990
62	23	49,954,109 (7,689,000)	20,000,000	29,954,109
63	8	34,924,185 (11,105,000)	20,000,000	14,924,185
平成元年度	5	25,524,482 (3,223,000)	20,000,000	5,524,482
2	4	29,643,050 (5,817,700)	20,000,000	9,643,050
3	5	33,596,871 (5,866,000)	20,000,000	13,596,871
4	0	26,761,299 (2,783,000)	10,000,000	16,761,299
5	3	31,844,865 (7,134,000)	10,000,000	21,844,865
6	2	15,441,408 (4,236,500)	10,000,000	5,441,408
7	2	15,376,150 (4,268,000)	10,000,000	5,376,150
8	1	13,692,663 (2,482,000)	10,000,000	3,692,663
9	1	15,121,074 (3,608,000)	10,000,000	5,121,074
10	0	19,797,810 (3,441,500)	10,000,000	9,797,810
11	4	13,682,358 (2,942,000)	10,000,000	3,682,358
12	0	15,297,774 (4,746,200)	10,000,000	5,297,774
13	3	17,160,310 (6,056,000)	10,000,000	7,160,310
14	1	14,194,723 (2,937,000)	9,008,642	5,186,081
15	1	16,073,143 (5,038,000)	11,115,114	4,958,029
16	0	16,647,008 (5,222,000)	11,089,532	5,557,476
17	0	17,394,144 (6,012,500)	11,821,620	5,572,524
18	2	13,887,401 (4,067,000)	9,172,371	4,715,030
19	0	15,070,509 (5,394,500)	10,329,154	4,741,355
20	0	13,567,493 (3,574,800)	8,693,469	4,874,024
21	0	14,507,809 (2,820,200)	6,980,283	7,527,526
22	2	17,547,719 (5,714,000)	10,002,491	7,545,228
23	0	15,835,080 (3,826,000)	8,074,979	7,760,101
24	0	16,788,118 (5,056,000)	9,197,279	7,590,839
25	0	11,782,697 (1,153,700)	4,857,066	6,925,631
26	0	11,029,021 (2,194,000)	5,196,711	5,832,310
27	1	12,898,582 (3,496,000)	6,694,573	6,204,009
28	0	11,942,005 (2,504,000)	5,695,537	6,246,468
29	2	10,490,240 (2,794,000)	5,684,289	4,805,951
30	1	7,850,777 (645,000)	3,327,480	4,523,297
R1	0	13,070,828 (2,478,000)	6,228,092	6,842,736
R2	1	13,290,757 (2,689,000)	6,449,399	6,841,358
R3	0	13,593,630 (3,028,000)	6,740,723	6,852,907
R4	0	11,955,831 (1,362,000)	5,046,470	6,909,361
R5	0	11,552,139 (985,000)	4,646,046	6,906,093
R6	1	11,745,247 (890,000)	4,753,749	6,991,498
R7	0	13,734,697 (3,348,000)	7,048,412	6,686,285
計	1,353	1,099,140,362 (280,070,221)	618,853,481	473,600,596

注) 予備認定者 818 人

(3) 斑状歯判定委員会開催状況

(単位:回、人)

年度	委員会開催回数	治療給付延申請人
15	6	17
16	4	12
17	3	16
18	3	12
19	3	11
20	2	7
21	7	18
22	5	14
23	6	19
24	6	17
25	5	10
26	6	11
27	5	11
28	5	8
29	5	14
30	6	9
R1	6	16
R2	4	7
R3	5	11
R4	4	6
R5	5	9
R6	5	7
R7	6	13

(4) 実質治療者数

281人 (男 101人、女 180人)